



諮問第384号
環水大土発第1410091号
平成26年10月9日

中央環境審議会会長
武内和彦 殿

環境大臣
望月 義夫



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
 - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

(*EZ*)-1, 3-ジクロロプロペン (別名1, 3-ジクロロプロペン又はD-D)

メチル = (*RS*)-*N*-[7-クロロ-2, 3, 4*a*, 5-テトラヒドロ-4*a*-(メトキシカルボニル)インデノ[1, 2-*e*][1, 3, 4]オキサジアジン-2-イルカルボニル]-4'- (トリフルオロメトキシ)カルバニラート (別名インドキサカルブMP) 及びメチル = (*S*)-*N*-[7-クロロ-2, 3, 4*a*, 5-テトラヒドロ-4*a*-(メトキシカルボニル)インデノ[1, 2-*e*][1, 3, 4]オキサジアジン-2-イルカルボニル]-4'- (トリフルオロメトキシ)カルバニラート (別名インドキサカルブ)

2', 3'-ジクロロ-4-エトキシメトキシベンズアニリド (別名エトベンザニド)

エチル = (*RS*)-2-クロロ-3-[2-クロロ-5-(4-ジフルオロメチル-4, 5-ジヒドロ-3-メチル-5-オキソ-1*H*-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)-4-フルオロフェニル]プロピオナート (別名カルフェントラゾンエチル)

2', 4'-ジフルオロ-2-(α , α , α -トリフルオロ-*m*-トリルオキシ)ニコチンアニリド (別名ジフルフェニカン)

3-*tert*-ブチル-5-クロロ-6-メチルウラシル (別名ターバシル)

(3*EZ*, 12*EZ*)-3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11-ジオキサ-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザペンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン (別名チオジカルブ)

5-メチル-1, 2, 4-トリアゾロ[3, 4-*b*][1, 3]ベンゾチアゾール (別名トリシクラゾール)

1-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル)-3-(3-エチルスルホニル-2-ピリジルスルホニル)尿素 (別名リムスルフロン)

(別紙2)

(2RS, 4RS; 2RS, 4SR) - 1 - [2 - (2, 4-ジクロロフェニル) - 4-プロピル-1, 3-ジオキサラン-2-イルメチル] - 1H-1, 2, 4-トリアゾール (別名プロピコナゾール)



中環審第788号
平成26年10月10日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 中杉 修身 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が
定める基準の設定について（付議）

平成26年10月9日付け諮問第384号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた
標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会
に付議する。